

児童扶養手当額改定通知書の誤通知について

平成27年4月27日付けで「児童扶養手当額改定通知書」を通知したうち、11件の誤りがあったことが判明しましたので公表いたします。

1. 通知書の内容

物価スライドに伴う政令に基づく支給額の改定をお知らせするもので、その改定後の支給額に誤りがありました。

2. 誤通知の件数

11件（全通知件数957件）

3. 判明した経過

6月2日に児童扶養手当証書を再発行する際、職員が気づいたものです。

4. 原因

額の算定システムの不具合によります。

5. 事後の対応

お詫び文書及び正しい通知文書を送付します。

6. 支給に係る影響

支給は8月の予定で、実際の支給には影響はありません。

7. 再発防止策

再発防止として、算定システムの不具合の検証及び事前チェック作業を強化し、今後このようなことが起こらないよう、全力で取り組んでまいります。

◎問い合わせ 河内長野市役所 子ども・福祉部子ども子育て課

電話：0721-53-1111